逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和８年10月28日

逗子市長　桐ケ谷　　覚

逗子市規則第28号

逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例（令和５年逗子市条例第17号）の施行期日は、令和８年11月１日とする。